

日本法秩序において、国際法規範（条約・慣習国際法など）は法規範としての地位を有するか。有するとして、裁判所において私人が国際法規範の適用を主張する場合、どのような条件の下にそれが認められるか。これについては、一般に次のような説明がなされる。

条約は、一般に、締約国相互において権利義務を発生させる国際法規であり、直接各締約国とこれに所属する国民個人との間の権利義務を規律するものではないから、条約が個人の権利に言及している場合に、それが個人の権利を保障する趣旨のものであるとしても、原則として、締約国が相互に自らの国に所属する国民個人の権利を保障するための措置を執ること等を義務付けられるにすぎず、国民個人がその所属する締約国に対して当然に条約の定める権利を有するものではないのであって、個別の権利の発生には、国内法による補完ないし具体化が必要となるのが通常である。

もっとも、例外的に、個人に対して権利を付与することが明確に規定されている条約も存在し得ることから、対象となる条約を個別に解釈して決すべきである。

そして、我が国においては、一般的に、条約は公布により当然に国内的効力を有するものとなるが（憲法 7 条 1 号、98 条 2 項参照）、特定の条約が、国内法による補完ないし具体化といった措置を執ることなく直接個人の所属国に対する権利を保障するものとして国内の裁判所において適用可能である（直接適用可能性がある、ないし自動執行力がある）というためには、上記の条約一般の本来的な性格にかんがみて、当該条約によって保障される個人の権利内容が条約上具体的で明白かつ確定的に定められており、かつ、条約の文言及び趣旨等から解釈して、個人の権利を定めようという締約国の意思が確認できることが必要であると解するのが相当である。

（東京地方裁判所平成 25(2013)年 5 月 29 日判決、判タ 1393 号 81 頁・判時 2196 号 67 頁）

- 「条約は……国内的効力を有する」とはどういうことか？
- 憲法 7 条 1 号、98 条 2 項がその根拠とされるのはなぜか？
- 私人が条約規定を裁判において援用できるのは当該条約規定が「具体的で明確かつ確定的」である場合に限られるのは、なぜか？

日本法秩序において国際法規範が適用される場合、国内法規範との関係が問題となる¹。一般には、憲法より下、法律より上の階層に位置すると考えられている。すなわ

¹ この問題につき最も詳しい教科書は、佐藤幸治『日本国憲法論』（成文堂、2011 年）である（第 1 編第 3 章第 2 節）。他国でどのような立場が採用されているかについては、参照、酒井啓

ち、ある条約規範と憲法の規定とが矛盾する場合、日本法秩序において適用されるのは憲法規定である。その結果、国際法違反が生じ得ることになるが、それは国際法の問題であって国際法秩序で解決される（たとえば、国際法上の損害賠償義務を甘受する、あるいは、条約改正交渉を行う）べきこととされる。他方、ある条約規範と法律の規定とが矛盾する場合、日本法秩序においても条約規範が適用される。

EU 法は、この点で極めて特殊な立場を示す。

まず、EU 法が EU 構成国国内法秩序において直接適用されるかどうかについて判断を示した **van Gend en Loos 事件**（[1963 年 EC 裁判所判決](#)）を見てみよう。事実関係は以下の通り。

オランダの運送会社 **van Gend en Loos 社** が西ドイツからある物質を輸入しようとした際、オランダ税関から 8% の関税を課された。EEC 条約発効（1958 年）事典では 3% であったのに、その後の法改正で関税の分類が変更されたためである。これが、関税の新設や引き上げを禁止する EEC 条約 12 条（当時。現在は域内関税は全廃されているためこのような条約規定は存在しない）に反するとして、同社がオランダ裁判所にオランダ税関を訴えた。問題が EEC 条約の解釈適用に関するものであるため、オランダ裁判所は EC 裁判所に先決裁定（現 EU 運営条約 267 条）を求めた。

判決は、別添の判決文の 11-12 頁の枠で囲ったところだけをとりあえず読んでいただきたい。そこに出てくる EEC 条約 177 条とは、現 EU 運営条約 267 条である。

次に、EU 構成国国内法秩序における EU 法の階層的地位について判示した **Costa/ENEL 事件**（[1964 年 EC 裁判所判決](#)）を見る。事実関係は以下の通り。

イタリアは、1962 年から始まる一連の国内立法により、電力事業を国有化し、民営電力会社の資産は国営電力会社 **ENEL** に譲渡された。**Costa 氏** は、当該国有化が違法であると考え、**ENEL** に対する電気代支払いを拒否すると共に、債務不存在訴訟を提起した。原告は、商業的正確の国家独占の導入を禁止する EEC 条約 37 条（現 EU 運営条約 37 条）などの EEC 条約諸規定に本件国有化が違反すると主張した。これに対し、**ENEL** およびイタリア政府は、イタリア憲法秩序においては条約と法律とは同位であり、後に成立した方が適用されるため、イタリア裁判所では EEC 条約よりも後に成立した国有化関連法が適用される、と反論した。イタリア裁判所は EC 裁判所に先決裁定を求めた。

判決は、別添判決文の 593-594 頁の枠で囲ったところだけを読むこと。

亘ほか『国際法』（有斐閣、2011 年）第 4 編第 5 章。

- この 2 つの判決を読み、EU 構成国国内法秩序における EU 法の適用が、国内法秩序（たとえば日本法秩序）における国際法の適用とどのように異なるか、考える。

なお、EU 裁判所（当時は EC 裁判所）の判決はフランス語で作成され、特にイギリスが EC 構成国になっていない（＝英語が公用語でなかった）時代の判決は後に遡及的に翻訳されており、英語で読むと適切に理解できないこともある。もしフランス語が読めるのであれば、そちらを読むに越したことはない。上記リンクから各言語版にアクセスできる。

以上